

【件名】

学校用途廃止後における西中野小学校の暫定的な貸付について

【要旨】

西中野小学校については、令和5年度末で学校用途の廃止を予定しているところである。今般、区内学校法人から用途廃止後における旧校舎等について借用の協力要請があったため、下記のとおり旧校舎等の暫定的な貸付を行う。

1 貸付先

学校法人 宝仙学園（所在地：東京都中野区中央2-28-3）

2 貸付理由

学校法人宝仙学園は、校舎の老朽化により建替を予定しており、工事期間中の仮校舎が必要になるため、区に対し学校用途廃止後における旧校舎等の借用について協力要請があった。

一方、西中野小学校跡地については、跡地活用に係る機能検討や活用に係る課題整理に期間を要する状況である。

区としては、今後、同法人が防災上の協力など、区との事業協力が必要な法人であることから、跡地活用までの間、当該旧校舎等の暫定的な貸付を行う。

3 貸付物件

現西中野小学校の土地・建物を一括して貸し付ける。

- (1) 土地 10,265㎡
- (2) 建物 5,300㎡
- (3) 所在地 中野区白鷺3-9-2

4 貸付期間

令和6年度後半から令和9年度まで（予定）

貸付開始日は、西中野小学校の学校用途廃止後、物品等の整理が完了し、貸付先による旧校舎等の使用準備が整い次第、協議の上で定める。

5 貸付条件

避難所や投票所としての旧校舎等の利用のほか、地域団体による施設利用への対応などを貸付条件として協議していく。

6 貸付料

区の基準に基づき算定する。